

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第13期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社ビーマップ

【英訳名】 BeMap, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 浅賀英雄

【本店の所在の場所】 東京都文京区白山五丁目1番3号

【電話番号】 03(5842)5033

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 大谷英也

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区白山五丁目1番3号

【電話番号】 03(5842)5033

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 大谷英也

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第12期 第3四半期連結 累計期間	第13期 第3四半期連結 累計期間	第12期 第3四半期連結 会計期間	第13期 第3四半期連結 会計期間	第12期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	557,428	468,216	226,872	136,726	911,882
経常損失 (千円)	124,112	147,050	15,361	64,535	59,941
四半期(当期)純損失 (千円)	131,728	148,987	12,254	65,569	55,507
純資産額 (千円)			945,797	873,030	1,022,018
総資産額 (千円)			1,001,201	941,632	1,129,061
1株当たり純資産額 (円)			29,465.01	27,198.07	31,839.58
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円)	4,103.83	4,641.51	381.77	2,042.74	1,729.27
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			94.5	92.7	90.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	106,068	25,151			113,034
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	43,802	25,877			77,669
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)					
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			386,480	344,922	345,648
従業員数 (名)			43	49	47

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には消費税等は含まれておりません。
- 3 第12期第3四半期連結累計期間、第13期第3四半期連結累計期間、第12期第3四半期会計期間、第13期第3四半期会計期間および第12期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純損失については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	49(8)
---------	-------

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 臨時雇用者数は、当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	49(8)
---------	-------

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 臨時雇用者数は、当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員を()内に外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
ナビゲーション事業	46,043	
クロスメディア事業	31,364	
モニタリング事業	33,592	
合計	111,000	

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 金額は、製造原価によっております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
ナビゲーション事業	37,512		62,097	
クロスメディア事業	30,570		30,005	
モニタリング事業	3,551		19,667	
合計	71,634		111,769	

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
ナビゲーション事業	54,772	54.1
クロスメディア事業	40,405	77.0
モニタリング事業	41,548	66.6
合計	136,726	60.3

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 前年同期比較に当たっては、前第3四半期連結会計期間分を変更後の区分と配賦方法に遡及して行っております。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ジェイアール東日本企画	63,242	27.9	41,977	30.7
株式会社ゼンショー	54,117	23.9	29,782	21.8
株式会社デンソー中国	36,533	16.1		
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	30,122	13.3		

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
5. 当第3四半期連結会計期間の株式会社デンソー中国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しました。

2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社グループは、当第3四半期連結会計期間において73,253千円の四半期営業損失、64,535千円の四半期経常損失、65,569千円の四半期純損失を計上し、前連結会計年度を含め過去5期にわたり連結営業損失を計上しております。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容
(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間の経営成績につきまして、重要な経営課題として、受注(売上)拡大と期末に集中する売上の平準化に取り組んでまいりましたが、年度初の計画を達成するには至りませんでした。このうちセグメントの業績概要は以下のとおりであります。

ナビゲーション事業におきましては、売上高は54,772千円（前年同期比45.9%減）、営業損失は27,470千円（前年同期は営業利益15,736千円）となりました。

クロスメディア事業におきましては、売上高は40,405千円（前年同期比23.0%減）、営業損失は11,036千円（前年同期は営業損失3,624千円）となりました。

モニタリング事業におきましては、売上高は41,548千円（前年同期比33.4%減）、営業損失は4,545千円（前年同期は営業利益6,097千円）となりました。

その他事業におきましては、売上高はございません。（前年同期は売上高10,720千円、営業利益1,126千円）

（事業区分の方法の変更）

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

これに伴い、従来、「モバイル事業」「ソリューション事業」としていたものを、第1四半期連結会計期間から、サービス別に「ナビゲーション事業」「クロスメディア事業」「モニタリング事業」の3つを報告セグメントとしております。

なお、前年同期比較に当たっては、前第3四半期連結会計期間分を変更後の区分と配賦方法に遡及して行っております。

（2）財政状態の分析

当第3四半期末の資産総額は、前連結会計年度末比187,428千円減少の941,632千円となりました。また負債総額は前連結会計年度末比38,440千円減少の68,601千円、純資産は前連結会計年度末比148,987千円減少の873,030千円となりました。

（3）キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末比43,245千円減少の344,922千円となりました。なお、当第3四半期連結会計期間における連結キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、41,326千円（前年同期は43,790千円の使用）となりました。

これは主に、売上債権の減少14,958千円、その他流動負債の増加12,364千円等の資金増加と、税金等調整前四半期純損失65,029千円等の非資金費用の調整等の資金減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,918千円（前年同期は36,076千円の使用）となりました。

これは主に、貸付金の回収による収入644千円によるものと、有形固定資産の取得による支出1,416千円と、無形固定資産の取得による支出1,147千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって得られた資金については、該当ありません。（前年同期も該当なし）

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

（5）研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループの属する携帯電話をはじめとするモバイル業界においては、飽和に近づいた状態のマーケット・シェアの争奪に拍車がかかっている状況にあります。

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえて、不採算事業の整理を進め、主要事業への集中を図ることで、経営資源を効率的に活用してまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、連続した営業損失の計上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当該状況を解消するため、“早期の業績回復”を経営の最優先課題として取り組んでおります。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、当第3四半期連結会計期間において73,253千円の四半期営業損失、64,535千円の四半期経常損失、65,569千円の四半期純損失を計上し、前連結会計年度を含め過去5期にわたり連結営業損失を計上しております。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループといたしましては、提案営業力の強化による売上拡大と収益基盤の安定化、人材強化を通じた技術力・品質管理の向上、投資における収益性管理、の3点を特に重要な経営課題として認識し、以下の対応策を実施しております。

提案営業力の強化による売上拡大と収益基盤の安定化

組織変更・人員増強により提案営業力の強化を行うとともに、特に速報メタデータの黒字化を重点的に受注・売上の平準化を図ることで収益基盤の安定化を図ります。

人材強化を通じた技術力・品質管理の向上

前年度までに工数管理等の管理手法を導入し、定着化しております。今期以降においては、それらの管理データを活用し、計画通りの収益を確保できるよう精度の向上を図ります。

投資における収益性管理

前年度までに投資有価証券に係る審査・モニタリングの手法を導入し、定着化しております。今期以降においては、それ以外の新規事業等に対する審査・モニタリング手法を導入・確立することで収益力の向上を図ります。

今後はこれらの対応策を含む事業計画を実行することで、早期に営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	126,500
計	126,500

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 大阪証券取引所 JASDAQ(グロース)	内容
普通株式	32,108	32,108		(注1)
計	32,108	32,108		

(注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。

2 「提出日現在発行数」には、平成23年2月1日以降提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

3 大阪証券取引所JASDAQは、平成22年10月12日付で同取引所ヘラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ(グロース)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成13年6月8日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	367
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 150,000
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日から 平成23年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	対象者は次の場合にはその権利を喪失する。 (a) 死亡,禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役,監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから,1年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役,監査役,従業員,顧問又はコンサルタントに就いたとき
新株予約権の譲渡に関する事項	対象者は新株予約権の全部又は一部を他に譲渡,担保権の設定,遺贈,その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社は平成13年5月21日開催の取締役会の決議に基づき、平成13年7月9日付で1株を3株とする株式分割を行いました。これに伴い、発行価額、資本組入額が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映しております。

2 株式の分割を行う場合には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

平成13年改正旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成14年6月24日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	46(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 379,208
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から 平成24年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 379,208 資本組入額 189,604
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合、 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)、 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合、 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合、 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数122個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を76個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は122株から46株に減少しております。

2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

株主総会の特別決議(平成15年6月18日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	59(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 136,000
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成25年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 136,000 資本組入額 68,000
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)、 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 その他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数264個から、行使もしくは退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を205個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は264株から59株に減少しております。

- 2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

株主総会の特別決議(平成16年6月24日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	260(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 486,203
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成26年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 486,203 資本組入額 243,102
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合、 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)、 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合、 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合、 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合、 この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数300個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を40個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は300株から260株に減少しております。
- 2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

株主総会の特別決議(平成17年6月23日)

取締役会決議日(平成17年9月9日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 328,514
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 328,514 資本組入額 164,257
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 対象者が当社の従業員でなくなった場合(ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。) 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。) 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。) 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 対象者が当社との顧問契約を解除した場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。) その他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

取締役会決議日（平成17年11月21日）	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	262(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	262(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 244,755
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 244,755 資本組入額 122,378
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。）。 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合、 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。 この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数264個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を2個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は264株から262株に減少しております。

2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

取締役会決議日（平成18年5月22日）	
第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）	
新株予約権の数(個)	234(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 304,000
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 304,000 資本組入額 152,000
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。）。 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。 その他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数236個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を2個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は236株から234株に減少しております。

- 2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次頁の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		32,108		1,854,247		1,480,389

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,099	32,099	同上
単元未満株式			
発行済株式総数	32,108		
総株主の議決権		32,099	

(注) 当社には、証券保管振替機構名義の株式はありません。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ビーマップ	東京都文京区白山 五丁目1番3号	9		9	0.0
計		9		9	0.0

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	24,000	20,620	18,350	14,700	14,200	12,600	11,860	14,540	15,280
最低(円)	15,050	15,610	13,720	12,970	11,320	11,300	10,400	7,950	10,700

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所ヘラクレス市場(グロース)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ市場(グロース)におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	644,922	645,648
売掛金	123,031	312,561
仕掛品	8,604	3,224
原材料	2,814	464
その他	12,472	23,330
流動資産合計	791,845	985,229
固定資産		
有形固定資産	24,830	34,757
無形固定資産		
ソフトウェア	26,177	20,178
その他	880	965
無形固定資産合計	27,058	21,143
投資その他の資産	97,897	87,930
固定資産合計	149,786	143,831
資産合計	941,632	1,129,061
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,854	75,144
未払法人税等	3,807	5,723
その他	30,558	26,174
流動負債合計	59,220	107,042
固定負債		
資産除去債務	8,068	-
その他	1,312	-
固定負債合計	9,381	-
負債合計	68,601	107,042
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,854,247	1,854,247
資本剰余金	1,480,389	1,480,389
利益剰余金	2,459,623	2,310,635
自己株式	1,982	1,982
株主資本合計	873,030	1,022,018
純資産合計	873,030	1,022,018
負債純資産合計	941,632	1,129,061

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	557,428	468,216
売上原価	371,682	312,784
売上総利益	185,746	155,432
販売費及び一般管理費	¹ 303,833	280,874
営業損失()	118,087	125,442
営業外収益		
受取利息	832	1,580
その他	24	10
営業外収益合計	856	1,590
営業外費用		
持分法による投資損失	6,380	23,198
支払手数料	500	-
その他	1	-
営業外費用合計	6,881	23,198
経常損失()	124,112	147,050
特別利益		
固定資産売却益	-	4,436
子会社株式売却益	8,162	1,664
持分変動利益	-	2,365
前期損益修正益	² 1,325	-
特別利益合計	9,487	8,466
特別損失		
固定資産除却損	16	493
投資有価証券評価損	7,999	-
子会社株式売却損	4,058	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	4,210
貸倒損失	-	2,500
前期損益修正損	³ 6,534	-
特別損失合計	18,609	7,203
税金等調整前四半期純損失()	133,233	145,787
法人税、住民税及び事業税	2,792	1,887
法人税等調整額	-	1,312
法人税等合計	2,792	3,199
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	148,987
少数株主損失()	4,296	-
四半期純損失()	131,728	148,987

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	226,872	136,726
売上原価	149,524	108,583
売上総利益	77,347	28,143
販売費及び一般管理費	86,107	101,396
営業損失()	8,760	73,253
営業外収益		
受取利息	493	526
持分法による投資利益	-	8,190
その他	0	-
営業外収益合計	494	8,717
営業外費用		
持分法による投資損失	7,093	-
その他	1	-
営業外費用合計	7,095	-
経常損失()	15,361	64,535
特別利益		
子会社株式売却益	8,162	-
特別利益合計	8,162	-
特別損失		
子会社株式売却損	4,058	-
固定資産除却損	10	493
特別損失合計	4,068	493
税金等調整前四半期純損失()	11,267	65,029
法人税、住民税及び事業税	986	617
法人税等調整額	-	77
法人税等合計	986	540
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	65,569
四半期純損失()	12,254	65,569

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	133,233	145,787
減価償却費	7,898	15,077
貸倒損失	-	2,500
前期損益修正損益(は益)	1,658	-
固定資産除却損	16	493
固定資産売却損益(は益)	-	4,436
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	4,210
投資有価証券評価損益(は益)	7,999	-
子会社株式売却損益(は益)	4,104	1,664
貸倒引当金の増減額(は減少)	166	-
賞与引当金の増減額(は減少)	4,004	-
受取利息及び受取配当金	832	1,580
持分法による投資損益(は益)	6,380	23,198
持分変動損益(は益)	-	2,365
売上債権の増減額(は増加)	91,078	189,529
たな卸資産の増減額(は増加)	32,756	7,729
その他の流動資産の増減額(は増加)	32,689	1,671
仕入債務の増減額(は減少)	10,172	50,289
その他の流動負債の増減額(は減少)	1,980	3,181
その他	331	49
小計	104,574	26,057
利息及び配当金の受取額	1,529	1,630
法人税等の支払額	3,023	2,536
営業活動によるキャッシュ・フロー	106,068	25,151
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,453	3,257
無形固定資産の取得による支出	1,896	12,241
無形固定資産の売却による収入	-	9,000
関係会社株式の取得による支出	30,000	-
出資金の払込による支出	500	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	¹ 8,261	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	¹ 7,170	¹ 601
短期貸付けによる支出	1,501	-
長期貸付けによる支出	3,541	-
貸付けによる支出	-	20,770
貸付金の回収による収入	-	1,992
投資活動によるキャッシュ・フロー	43,802	25,877
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	149,871	725
現金及び現金同等物の期首残高	536,352	345,648
現金及び現金同等物の四半期末残高	² 386,480	² 344,922

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

当社グループは、当第3四半期連結会計期間において73,253千円の四半期営業損失、64,535千円の四半期経常損失、65,659千円の四半期純損失を計上し、前連結会計年度を含め過去5期にわたり連結営業損失を計上しており、当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループといたしましては、提案営業力の強化による売上拡大と収益基盤の安定化、人材強化を通じた技術力・品質管理の向上、投資における収益性管理、の3点を特に重要な経営課題として認識し、以下の対応策を実施しております。

提案営業力の強化による売上拡大と収益基盤の安定化

組織変更・人員増強により提案営業力の強化を行うとともに、特に速報メタデータの黒字化を重点的に受注・売上の平準化を図ることで収益基盤の安定化を図ります。

人材強化を通じた技術力・品質管理の向上

前年度までに工数管理等の管理手法を導入し、定着化しております。今期以降においては、それらの管理データを活用し、計画通りの収益を確保できるよう精度の向上を図ります。

投資における収益性管理

前年度までに投資有価証券に係る審査・モニタリングの手法を導入し、定着化しております。今期以降においては、それ以外の新規事業等に対する審査・モニタリング手法を導入・確立することで収益力の向上を図ります。

今後はこれらの対応策を含む事業計画を実行することで、早期に営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定であります。

平成23年3月期については、営業損失、経常損失並びに当期純損失を計上する見込みであり、当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性を払拭するには至っておりません。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続性の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 会計処理基準に関する事項の変更	(1)「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる損益への影響はありません。 (2)「資産除去債務に関する会計基準」の等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業損失及び経常損失は633千円、税金等調整前四半期純損失は4,843千円増加しております。
2 連結の範囲に関する事項の変更	(1)連結の範囲の変更 第2四半期連結会計期間において、株式会社Be plusの全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。 (2)変更後の連結子会社の数 1社

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。
当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。
3 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
4 経過勘定項目の算定方法	合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 51,089千円	有形固定資産の減価償却累計額 46,735千円
2 偶発債務 下記の会社に対し、債務保証を行っております。 (株)デンソーコミュニケーションズ 19,285千円	

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの 役員報酬 71,006千円 給与手当 98,447千円	販売費及び一般管理費の主なもの 役員報酬 39,510千円 給与手当 118,114千円
2 前期損益修正益 1,325千円 過年度における売上高、製造原価及び特別損失の修正によるものであります。	
3 前期損益修正損 6,534千円 過年度における製造原価の修正によるものであります。	

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費の主なもの 役員報酬 15,170千円 給与手当 29,480千円	販売費及び一般管理費の主なもの 役員報酬 13,050千円 給与手当 42,607千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)																																												
<p>1 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>(1) 株式の売却によりフォーマイスターズ・システムコンサルティング(株)が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次の通りであります。</p> <table> <tr><td>流動資産</td><td>75,797千円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>6,135千円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td>11,538千円</td></tr> <tr><td>少数株主持分</td><td>10,557千円</td></tr> <tr><td>株式売却益</td><td>8,162千円</td></tr> <tr><td>株式売却価額</td><td>68,000千円</td></tr> <tr><td>連結除外時点での現金及び現金同等物の残高</td><td>59,738千円</td></tr> <tr><td>子会社株式売却による収入</td><td>8,261千円</td></tr> </table> <p>(2) 株式の売却により(株)インフォエックスが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出は次の通りであります。</p> <table> <tr><td>流動資産</td><td>24,658千円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>931千円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td>10,531千円</td></tr> <tr><td>株式売却損</td><td>4,058千円</td></tr> <tr><td>株式売却価額</td><td>11,000千円</td></tr> <tr><td>連結除外時点での現金及び現金同等物の残高</td><td>18,170千円</td></tr> <tr><td>子会社株式売却による支出</td><td>7,170千円</td></tr> </table>	流動資産	75,797千円	固定資産	6,135千円	流動負債	11,538千円	少数株主持分	10,557千円	株式売却益	8,162千円	株式売却価額	68,000千円	連結除外時点での現金及び現金同等物の残高	59,738千円	子会社株式売却による収入	8,261千円	流動資産	24,658千円	固定資産	931千円	流動負債	10,531千円	株式売却損	4,058千円	株式売却価額	11,000千円	連結除外時点での現金及び現金同等物の残高	18,170千円	子会社株式売却による支出	7,170千円	<p>1 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の売却により(株)Be plusが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価格と売却による収入は次の通りであります。</p> <table> <tr><td>流動資産</td><td>890千円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>9千円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td>2,564千円</td></tr> <tr><td>株式売却益</td><td>1,664千円</td></tr> <tr><td>株式売却価額</td><td>0千円</td></tr> <tr><td>連結除外時点での現金及び現金同等物の残高</td><td>601千円</td></tr> <tr><td>子会社株式売却による支出</td><td>601千円</td></tr> </table>	流動資産	890千円	固定資産	9千円	流動負債	2,564千円	株式売却益	1,664千円	株式売却価額	0千円	連結除外時点での現金及び現金同等物の残高	601千円	子会社株式売却による支出	601千円
流動資産	75,797千円																																												
固定資産	6,135千円																																												
流動負債	11,538千円																																												
少数株主持分	10,557千円																																												
株式売却益	8,162千円																																												
株式売却価額	68,000千円																																												
連結除外時点での現金及び現金同等物の残高	59,738千円																																												
子会社株式売却による収入	8,261千円																																												
流動資産	24,658千円																																												
固定資産	931千円																																												
流動負債	10,531千円																																												
株式売却損	4,058千円																																												
株式売却価額	11,000千円																																												
連結除外時点での現金及び現金同等物の残高	18,170千円																																												
子会社株式売却による支出	7,170千円																																												
流動資産	890千円																																												
固定資産	9千円																																												
流動負債	2,564千円																																												
株式売却益	1,664千円																																												
株式売却価額	0千円																																												
連結除外時点での現金及び現金同等物の残高	601千円																																												
子会社株式売却による支出	601千円																																												
<p>2 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>686,480千円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月超の定期預金</td><td>300,000千円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>386,480千円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	686,480千円	預入期間が3か月超の定期預金	300,000千円	現金及び現金同等物	386,480千円	<p>2 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>644,922千円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月超の定期預金</td><td>300,000千円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>344,922千円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	644,922千円	預入期間が3か月超の定期預金	300,000千円	現金及び現金同等物	344,922千円																																
現金及び預金勘定	686,480千円																																												
預入期間が3か月超の定期預金	300,000千円																																												
現金及び現金同等物	386,480千円																																												
現金及び預金勘定	644,922千円																																												
預入期間が3か月超の定期預金	300,000千円																																												
現金及び現金同等物	344,922千円																																												

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	32,108

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	9

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	モバイル分野 (千円)	ソリューション分野 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社	連結 (千円)
売上高	105,205	121,666	226,872	-	226,872
営業損失	1,640	7,119	8,760	-	8,760

(注) 1. 事業の区分の方法

事業は、当社が顧客に対して提供するサービスの類似性、市場の種類ならびに属性を考慮して区分しております。

2. 各区分の主な製品及びサービス

事業区分	主要な製品及びサービス
モバイル事業	JRトラベルナビゲータ、b-Walkerを始めとする移動体向けのインフラ提供事業
ソリューション事業	画像配信システム、企業向けWebシステムの企画・開発・運用及びシステム販売事業

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	モバイル分野 (千円)	ソリューション分野 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社	連結 (千円)
売上高	213,095	344,332	557,428	-	557,428
営業損失	39,670	78,417	118,087	-	118,087

(注) 1. 事業の区分の方法

事業は、当社が顧客に対して提供するサービスの類似性、市場の種類ならびに属性を考慮して区分しております。

2. 各区分の主な製品及びサービス

事業区分	主要な製品及びサービス
モバイル事業	JRトラベルナビゲータ、b-Walkerを始めとする移動体向けのインフラ提供事業
ソリューション事業	画像配信システム、企業向けWebシステムの企画・開発・運用及びシステム販売事業

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

在外連結子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は本社に事業本部・管理部門を置き、包括的な戦略を立案し、事業計画を展開しております。従って、当社は事業本部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「ナビゲーション事業」、「クロスメディア事業」、「モニタリング事業」の3つを報告セグメントとしております。

「ナビゲーション事業」：交通関連、b-Walkerを始めとする移動体向けのインフラ提供事業

「クロスメディア事業」：メタデータ・TV関連、無線LAN事業

「モニタリング事業」：画像配信システム事業

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額(注1)	四半期連結損益計算書計上額(注2)
	ナビゲーション事業	クロスメディア事業	モニタリング事業	計		
売上高	222,069	124,872	121,274	468,216		468,216
セグメント損失	6,717	22,375	4,613	33,706	91,735	125,442

(注) 1. セグメント損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額(注1)	四半期連結損益計算書計上額(注2)
	ナビゲーション事業	クロスメディア事業	モニタリング事業	計		
売上高	54,772	40,405	41,548	136,726		136,726
セグメント損失	27,470	11,036	4,545	43,052	30,201	73,253

(注) 1. セグメント損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
27,198円07銭	31,839円58銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	873,030	1,022,018
普通株式に係る純資産額(千円)	873,030	1,022,018
差額の主な内訳(千円)		
普通株式の発行済株式数(株)	32,108	32,108
普通株式の自己株式数(株)	9	9
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	32,099	32,099

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 4,103.83円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載を省略しております。	1株当たり四半期純損失金額 4,641.51円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載を省略しております。

(注) 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	131,728	148,987
普通株式に係る四半期純損失(千円)	131,728	148,987
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)		
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	32,099	32,099
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 381.77円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載を省略しております。	1株当たり四半期純損失金額 2,042.74円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載を省略しております。

(注) 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	12,254	65,569
普通株式に係る四半期純損失(千円)	12,254	65,569
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)		
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	32,099	32,099
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

重要な訴訟事件等

当社等は、下記の訴訟の提起を受け、平成20年6月9日にその訴状の送達を受けました。平成22年9月22日に東京地方裁判所において判決の言渡があり、原告の請求は全て退けられましたが、同10月5日に原告より控訴の申立が行われました。

(1) 訴訟を提起した者（控訴人（原告））

氏名 株式会社日本ソフトウェア技研

住所 東京都中央区日本橋本石町4丁目4番20号

(2) 訴訟の内容及び請求額

訴訟の内容 請負代金等請求控訴事件

請求金額 金6,583万5千円及びこれに対する訴状到達の翌日から支払済みまでの年6分の割合による金員の支払い。

(3) 訴訟の内容

控訴人は、株式会社Be plus（以下「Be plus」。当社とあわせて「当社ら」と表示）と控訴人との間にシステム開発業務に関する請負契約が存在していたとの主張を前提にBe plusに対し(2) の請求を行なうとともに、当社とBe plusとの間に同種の請負契約が存在していたとの主張等を前提に当社に対し同額の支払を請求しているものであります。

(4) 今後の見通し

東京地方裁判所により、当社らが主張するとおり控訴人が主張するような各請負契約は存在していない旨の第一審判決が下されており、当社は、控訴審においても当社の正当性を主張する所存であります。また、現時点において、本訴訟の当社連結及び個別の業績に与える影響は無いと考えておりますが、当社の主張が受け入れられない可能性も考慮し、保守的な観点から本項に記載するものであります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社ビーマップ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高木 忠儀 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 岳司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビーマップ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第3四半期連結会計期間において8,760千円の四半期営業損失を計上し、当連結会計期間を含め過去4期にわたり連結営業損失の状況にあり、これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されているが、当該計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

株式会社ビーマップ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 岳司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高木 康行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビーマップ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、過去5期にわたり連結営業損失の状況にあり、これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されているが、当該計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。